

これからの図書館サービスのあり方懇談会設置要綱

平成 24 年 3 月 30 日

23 練教光図第 2719 号

(設置)

第 1 条 練馬区立図書館の将来像の構築に向けた、これからの図書館サービスのあり方「練馬区立図書館ビジョン」(以下「図書館ビジョン」という。)の策定にあたり、区民および識者の意見を反映させるため、これからの図書館サービスのあり方懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、図書館ビジョンの策定に向けて、これからの図書館サービスのあり方を検討し、その結果について教育長に報告する。

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者につき、教育長が委嘱する委員をもって組織する。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 1 名 |
| (2) 図書館関係団体の者 | 4 名以内 |
| (3) 図書館利用関係者 | 3 名以内 |
| (4) 公募区民 | 4 名以内 |

2 懇談会に座長および副座長を置き、座長は、委員の互選により選任する。副座長は、座長が指名する。

3 座長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 懇談会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。